

【協議事項2】

乗合タクシー鏡町線の見直しについて

＜協議いただく内容＞

令和3年7月（予定）より乗合タクシー鏡町線について、運行内容を見直します。

つきましては、別紙のとおり国土交通省九州運輸局に対して道路運送法上の申請を行うため、内容をご確認のうえ、同意いただくものです。

見直しの内容：野崎地区の乗降場所の追加

＜関係資料＞

○資料2 乗合タクシー鏡町線の見直しについて

【協議事項 2】乗合タクシー鏡町線の見直しについて

野崎地区への乗降場所の追加

対象系統：鏡町鏡線（月・木運行）	
運行形態：区域運行（予約制）	運行計画変更の有無：有
運行事業者：(株)八代タクシー（奇数月） (有)千丁タクシー（偶数月）	
内容：野崎地区内3か所（新出、砂原、北）に乗降場所を追加する ※詳細は右図参照	
関係道路：市道（中央線なし）	運行車両：ジャンボ又はセダン型タクシー
見直しの理由 地区からの要望への対応。野崎地区には細かく5つの集落があり、それらを全てカバーできるようにする	
効果：利用者の利便性向上、新規利用者の増加	
開始時期：令和3年7月1日から（予定）	
備考：運行区域の範囲、運行便数、運行時刻、料金の変更はなし	

追加する乗降場所の見取図



※乗降場所には目印となる看板を設置します。以下イメージ図

